

# 築地川及び汐留川河川整備計画

令和5年3月

東京都

## 目 次

第1章 流域及び河川の概要.....	1
第2章 河川整備の現状と課題 .....	15
第1節 高潮、地震等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 .....	15
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 .....	17
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 .....	18
第3章 河川整備計画の目標に関する事項.....	21
第1節 計画対象区間及び計画対象期間 .....	21
第2節 高潮、地震等による災害発生の防止又は軽減に関する事項 .....	22
第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 .....	22
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項 .....	22
第4章 河川整備の実施に関する事項.....	23
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河 川管理施設の機能の概要 .....	23
第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所 .....	26
第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携に関する事項 .....	28
第1節 河川情報の提供に関する事項 .....	28
第2節 地域や関係機関との連携に関する事項 .....	29

# 第1章 流域及び河川の概要

## (河川の概要)

築地川及び汐留川は、浜離宮恩賜庭園を取り囲む水域で、汐留川水門や築地川水門、防潮堤により隅田川と画された水面積約 10.3ha の湛水域である。

築地川は大手門橋付近から東京湾までの河川延長 0.75km の二級河川であり、左岸側には築地市場跡地、右岸側には浜離宮恩賜庭園が位置している。汐留川は築地川との境から東京湾までの河川延長 0.90km の二級河川であり、左岸側には浜離宮恩賜庭園、右岸側には都道日本橋芝浦大森線（以下、海岸通り）、汐留第二ポンプ所等が位置している。

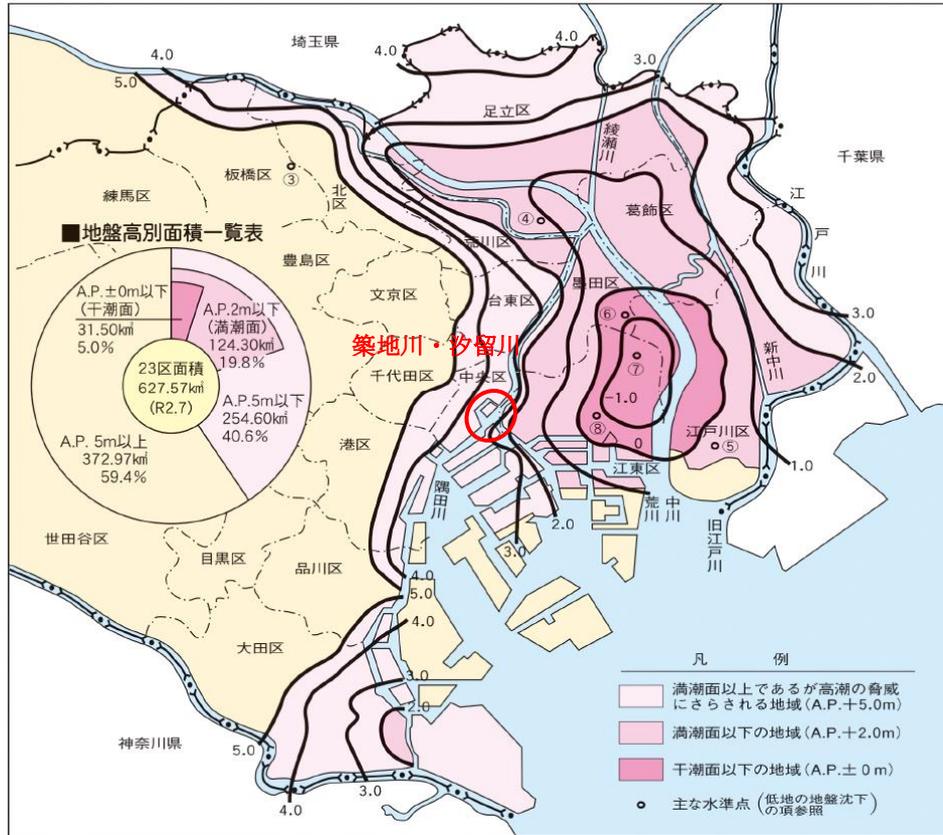
築地川及び汐留川は流量配分を持たない河川であり、全川が潮汐に応じて水位が変動する感潮河川である。また、港湾区域と河川区域が重複する共管区域となっており、共管区域の一部が文化財指定範囲となっている。



図 1-1 築地川及び汐留川位置図

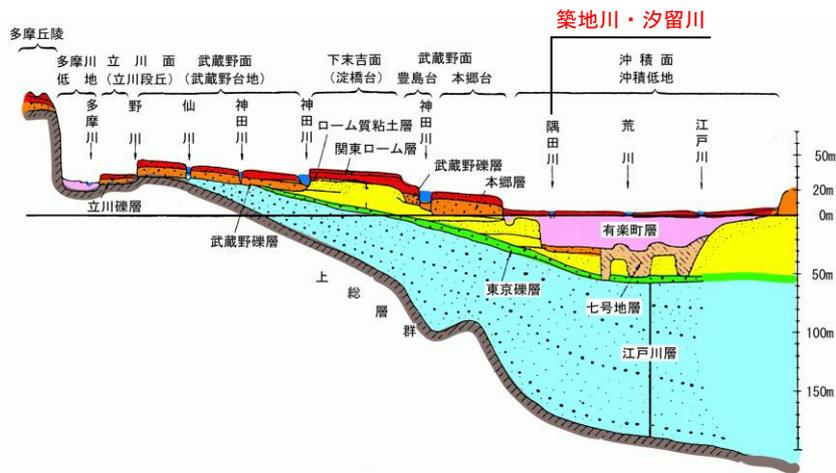
(地形・地質)

築地川及び汐留川周辺は、江戸時代からの整備により遠浅の海を埋め立てて形成されたものであり、標高 A.P. +3 m～A.P. +5 m の低地帯に位置している。地質は表層部に沖積層と呼ばれる軟弱な砂礫や砂、シルト等が厚く堆積している。



出典：「東京の河川事業」、令和3年3月 東京都建設局河川部

図1-2 地盤高図



出典：東京都地域防災計画震災編 平成10年修正

図1-3 東京都心部(山の手台地、下町低地)の地形・地質の概略

## (気候)

築地川及び汐留川が位置する東京都区部の気候は、夏は南東の季節風が吹き蒸し暑く、冬は乾燥した北からの季節風により晴天の日が多く寒い、いわゆる太平洋側気候となっている。

平均年間降水量は1991年から2020年の平均で1,600mm程度であり、全国平均約1,700mmと比べると降水量は少ない。月別降水量は台風等の影響により9、10月に多くなっている。

東京における近年の年間平均気温は、16℃前後であり、過去100年間で3℃程度上昇している。特に夏場の最高気温が30℃を超える回数が顕著に増加し、都市域独特の局地気候であるヒートアイランド現象も出現している。

近年、このような現象が発生要因の一つと考えられる局地的な集中豪雨が増えている。

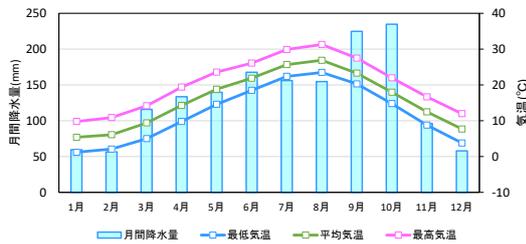


図1-4 東京の月平均気温と気温の変化 (1991~2020年)

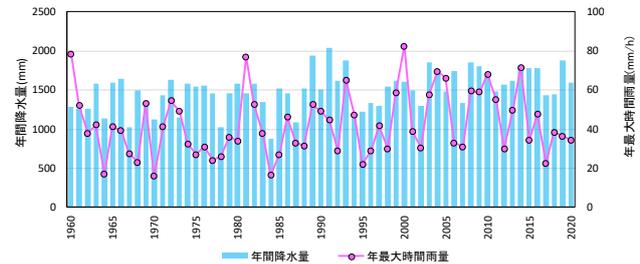


図1-5 東京の年間降水量と年最大時間雨量の経年変化 (1960~2020年)



図1-6 東京の年平均気温の経年変化 (1905~2020年)

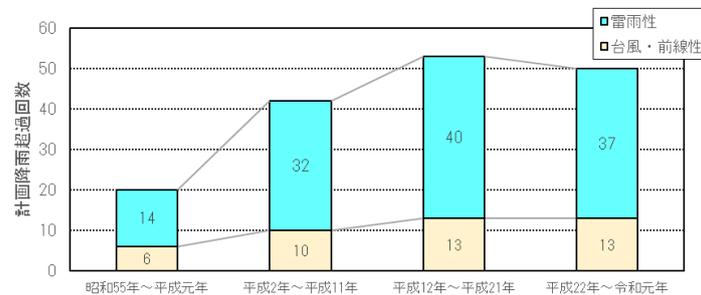


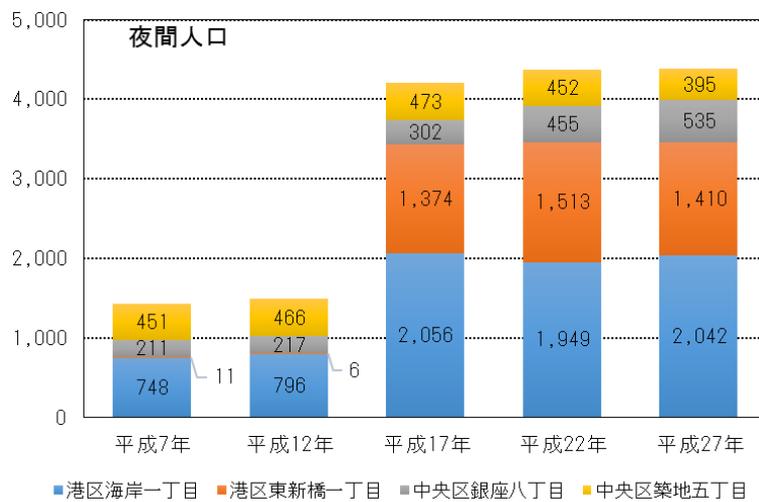
図1-7 1時間50mm又は24時間152ミリを超過する発生要因別降雨数の経年変化 (昭和55年~令和元年(過去40年間))

## (人口)

築地川及び汐留川は流域をもたない河川であるため、人口については流域人口ではなく、沿川町丁別の人口を示す。沿川には、港区海岸一丁目、東新橋一丁目、中央区銀座八丁目、築地五丁目位置している。

沿川人口は、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）竹芝駅（平成7年）や都営地下鉄大江戸線汐留駅（平成14年）の開業等により平成10年代に急速に増加しており、平成27年時点で夜間人口は約4,500人となっている。なお、昼間人口は約9万人となっており、夜間人口の約20倍となっている。

築地川及び汐留川周辺の人口は、再開発等により夜間人口、昼間人口ともに増加している。今後、築地市場跡地の再開発等が実現すると更なる人口増加が予想される。



出典：国勢調査各年

図1-8 築地川・汐留川周辺の夜間人口



出典：国勢調査各年

図1-9 築地川・汐留川周辺の昼間人口

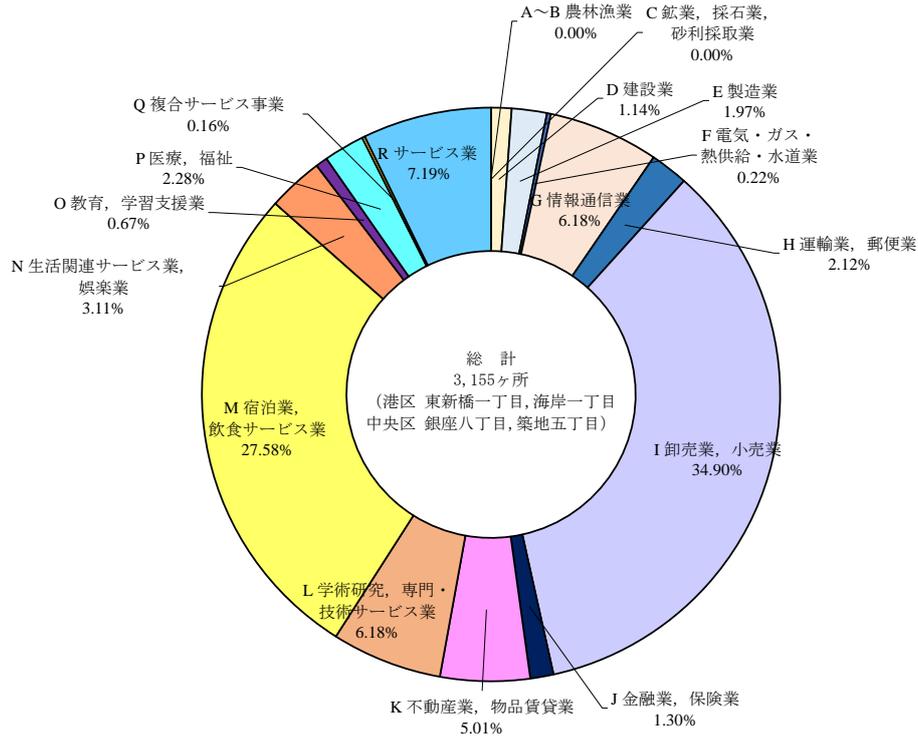
## (産業)

築地川及び汐留川の沿川の事業所数及び従業者数は、築地市場移転前の平成 27 年時点でそれぞれ約 3 千事業所、従業員数は約 14 万人となっている。事業所数の内訳としては、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業が多く、従業者数は、卸売・小売業、情報通信業、学術研究・専門・技術サービス業が多い。

表 1-1 築地川・汐留川周辺地区の事業所数と従業者数

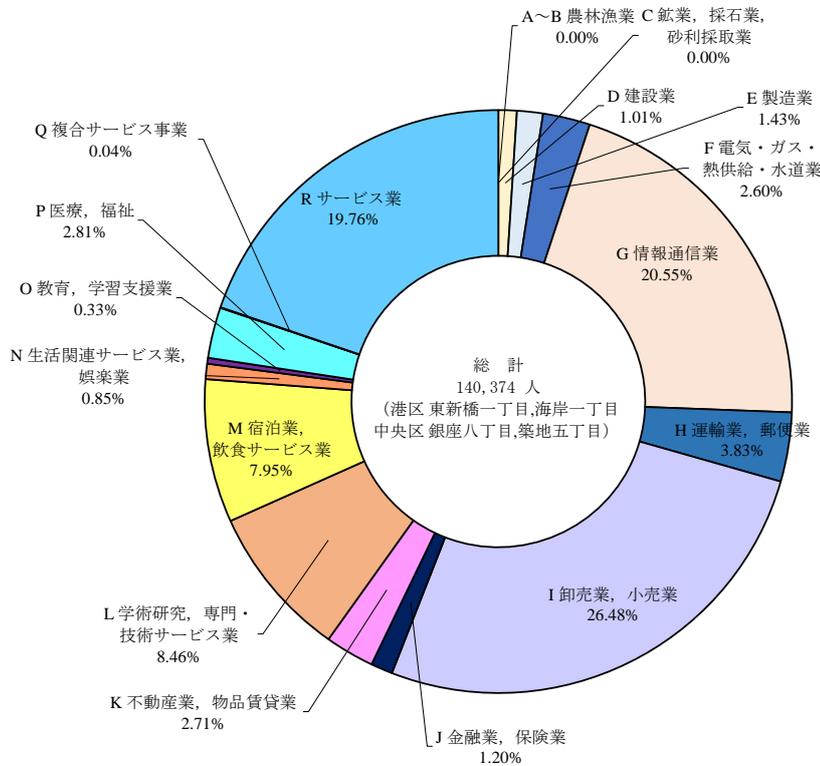
産業分類	港区東新橋一丁目		港区海岸一丁目		中央区銀座八丁目		中央区築地五丁目		合計	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A～B 農林漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 建設業	5	149	14	531	14	107	3	633	36	1,420
E 製造業	13	1,274	11	334	19	114	19	284	62	2,006
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	98	5	3,554	0	0	0	0	7	3,652
G 情報通信業	60	17,198	32	4,796	77	1,956	26	4,901	195	28,851
H 運輸業、郵便業	23	2,683	21	881	9	1,319	14	498	67	5,381
I 卸売業、小売業	86	18,780	65	3,814	214	4,840	736	9,733	1,101	37,167
J 金融業、保険業	16	163	9	1,162	7	194	9	168	41	1,687
K 不動産業、物品賃貸業	12	69	26	160	112	3,517	8	58	158	3,804
L 学術研究、専門・技術サービス業	32	7,212	34	1,122	121	2,918	8	629	195	11,881
M 宿泊業、飲食サービス業	98	2,564	53	1,182	664	6,965	55	444	870	11,155
N 生活関連サービス業、娯楽業	19	231	17	227	56	700	6	31	98	1,189
O 教育、学習支援業	7	67	5	348	8	40	1	4	21	459
P 医療、福祉	22	239	13	129	27	205	10	3,368	72	3,941
Q 複合サービス事業	2	14	1	6	0	0	2	30	5	50
R サービス業（他に分類されないもの）	47	1,661	53	1,269	80	23,859	47	942	227	27,731
S 公務（他に分類されるものを除く）										
合計	444	52,402	359	19,515	1,408	46,734	944	21,723	3,155	140,374

出典：「平成 28 年経済センサス」総務省統計局



出典：「平成 28 年経済センサス」総務省統計局より作成

図 1-10 築地川・汐留川周辺の産業分類別事業所数



出典：「平成 28 年経済センサス」総務省統計局より作成

図 1-11 築地川・汐留川周辺の産業分類別従業員数

## (土地利用)

築地川及び汐留川の沿川では、開発により 100m を超える高層ビルが多く建ち並んでいる。具体的には、これまでに汐留川右岸側では、上流側の旧汐留貨物跡地で再開発が進められたほか、下流側の竹芝地区で水辺を活かした複合型まちづくりが進められた。また、築地川の左岸側では、現在築地市場跡地のまちづくりに向けて事業者の募集が進められている。

一方で、築地川及び汐留川は浜離宮恩賜庭園を取り囲む水域で、庭園の周囲には外周植栽があり、都会の貴重な緑地スペースとして残されている。



出典：「土地区画整理事業 汐留地区 事業の目的」東京都都市整備局

写真 1 - 1 築地川・汐留川周辺の空中写真

## (交通)

築地川及び汐留川は、東京の中心部である中央区と港区に位置しており、数多くの道路や鉄道が通っている。周辺の主な道路としては、築地市場跡地を横断する環状2号線や、汐留川の上流部と平行して首都高速都心環状線や東京高速道路、海岸通り等が通っている。周辺の鉄道については、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）やJR山手線等のほか、地下部分には都営地下鉄大江戸線が通っている。

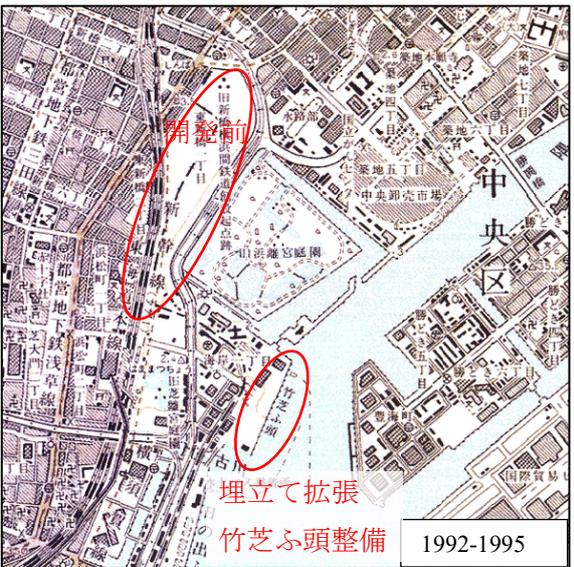
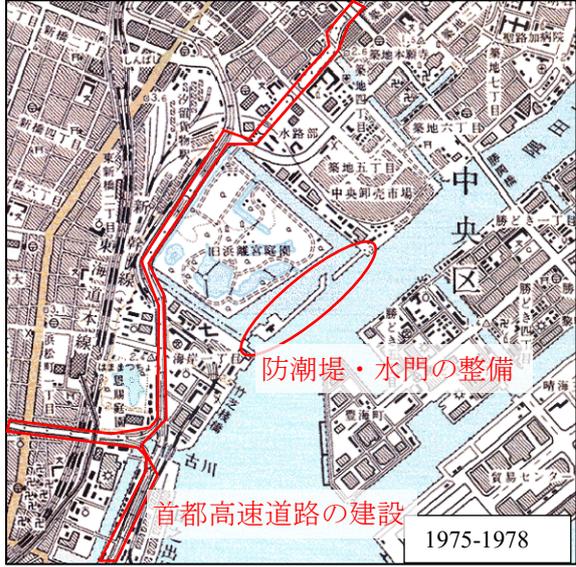
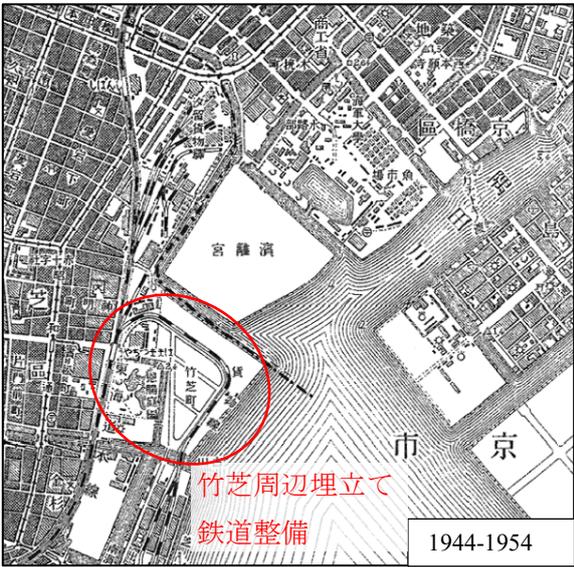
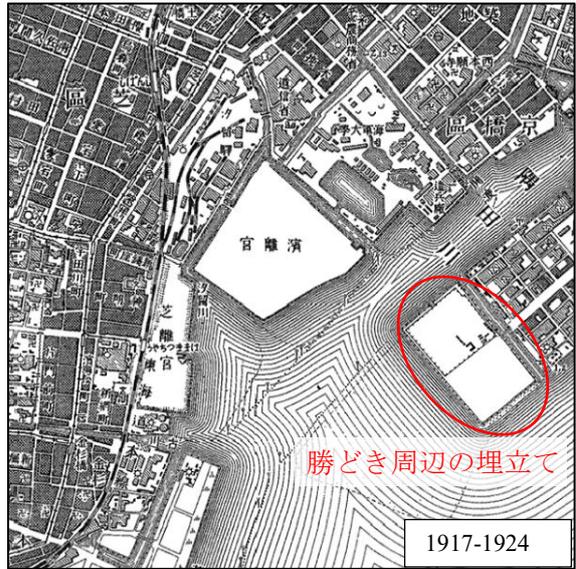
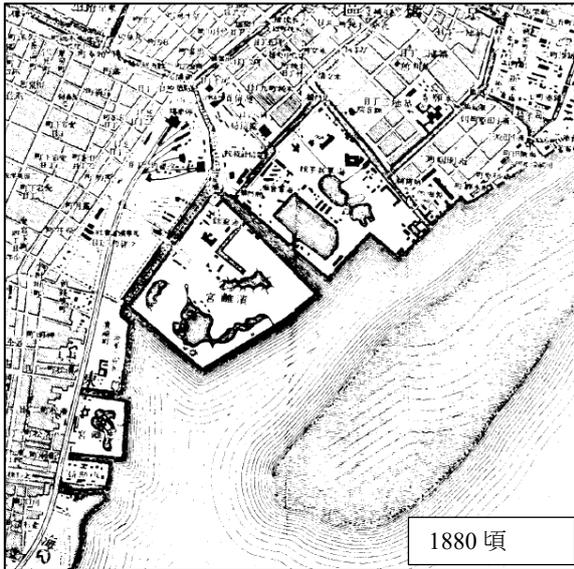
また、汐留川の下流部には船着場が整備されており、浅草や豊洲、お台場、葛西等の間で定期船が運航している。

## (歴史)

築地川及び汐留川周辺は、銀座をはじめ日本有数の繁華街として知られているが、天正18年(1590年)に徳川家康が江戸へ入城した頃は、丸の内辺りは、葦の生えた入り江であった。その後、江戸城と外堀内の整備が行われ、慶長8年(1603年)江戸幕府開幕とともに江戸の町割が始まり、神田山(駿河台)の土を掘りくずして豊島の洲崎(現在の中央区南部一帯)が埋め立てられ、浜町の辺りから南新橋に至る隅田川に沿った一帯ができあがっていった。寛永の頃にはお手伝い普請による大規模な石垣の構築、埋め立てが行われ、現在の汐留川付近まで整備された。

築地川は、江戸の整備が概ね完了した頃の明暦3年(1657年)の大火災後に埋め立てられた三十間堀の海岸側に位置する築地を囲む堀であった。その後、高速道路の建設のため、水面の一部を残して埋め立てられ、現在は築地市場跡地と浜離宮の間に水面が残るだけとなっている。

汐留川は、慶長11年(1606年)に日比谷入江(現在の丸の内から新橋の一帯)の埋立てに伴い、外濠とともに造られた。その後、昭和29年から昭和38年にかけて、5区画に分けて埋め立てられ、現在の姿になっている。



出典：大日本帝国陸軍参謀本部陸地測量部による迅速図（1880頃）、今昔マップ（その他）

図1-12 築地川・汐留川周辺の変遷

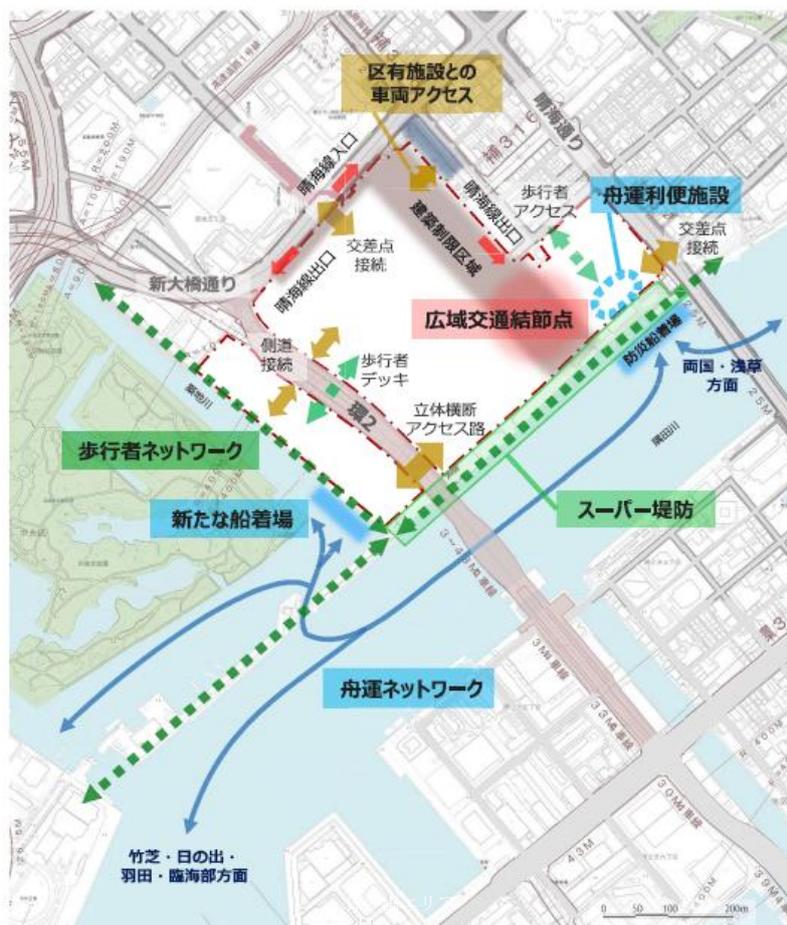
## (沿川周辺のまちづくり計画等)

### (1) 築地市場跡地

平成30年10月に豊洲市場の開場に伴い、築地市場があった約23ヘクタールの大規模な敷地が創出された。東京都は平成31年3月に「築地まちづくり方針」、令和4年3月に「築地地区まちづくり事業 事業実施方針」を策定し、跡地の再開発について、将来像や方向性、進め方等を示すものとしてとりまとめた。

この方針では、水と緑に囲まれた都心の大規模な土地、歴史・文化資源などのポテンシャルを生かしながら、都心と臨海部を効果的に結びつけ、民間の力を最大限に活用して、東京や日本の持続的な成長につながるまちづくりを進めていくことを基本的考え方としている。なお、令和4年11月に事業予定者の決定に向けて、「築地地区まちづくり事業 事業者募集要項」を公表した。

築地川に関しては、浜離宮恩賜庭園や築地場外市場など周辺の様々な資源とのつながりを図るため、水辺沿いの歩いて楽しい歩行者ネットワークを形成することを方針としている。また、平成30年8月に策定された東京都景観計画において、重点的な取組が必要である地域として景観形成特別地区に指定されており、水辺の散策路や観光スポットを結ぶルートにおいて、移動しながら景色の変化を楽しむことができる魅力的で連続性のある景観を形成することを目標としている。



出典：「築地地区まちづくり事業 事業者募集要項」東京都

図1-13 築地市場跡地周辺における都市基盤整備のイメージ

## （２）東京高速道路

日本橋周辺の首都高速道路地下化事業に伴う新たな都心環状ルートの検討を踏まえ、東京高速道路（KK線）の自動車専用の道路としての役割が大きく低下することから、都は有識者等から成る検討会を設置し、令和2年11月にKK線上部空間を歩行者中心の公共的空間として再生するとした提言書を取りまとめられた。都は令和3年3月に提言されたKK線の再生・活用の目標等を都の方針として定め、併せて再生に向けた高架施設の位置付け等を示す「東京高速道路（KK線）再生方針」を策定した。

この方針では、KK線の高架施設等の既存ストックを活かし、東京の新たな価値や魅力を創出するため、KK線上部空間を歩行者中心の公共的空間として再生・活用することを目指し、3つの将来像を定めている。3つの将来像を実現するための5つの整備・誘導方針として、「みどりとオープンスペースの形成」等を示しており、「周辺エリアのまとまったみどり（皇居、日比谷公園、浜離宮恩賜庭園）や緑豊かな通り（川端緑道、行幸通り、仲通り等）と一体となった重層的なみどりのネットワーク整備」等を掲げている。

また、令和4年3月に「東京高速道路（KK線）再生の事業化に向けた方針（中間まとめ）」を策定し、KK線上部空間の整備内容や整備主体等の考え方等を示した。

また、中央区においては、以下の構想が策定されている。

### ○築地川アメニティ整備構想

かつての築地川の埋め立てにより整備された首都高速道路都心環状線は大規模更新が必要となっていることや、周辺のまちづくり等の中央区を取り巻く環境を踏まえ、首都高速（築地川区間）の上部空間を活用し、快適で良好な新たな都市空間の創出を目指すため、中央区は令和元年9月に「築地川アメニティ整備構想」を取りまとめた。

この構想では、新たなアメニティ空間の整備に当たって、浜離宮恩賜庭園等周辺の緑とつながる水と緑のネットワークの形成等、緑の量的拡大と質的向上を図るほか、銀座と築地のまちを一体的につなぎ新たな人の流れを生み出す回遊動線等の役割を担うこととしている。

### ○銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想

銀座・築地周辺を結ぶみどりのプロムナードの創出を図るとともに、築地市場跡地の再開発、浜離宮恩賜庭園、隅田川に続く広域的な歩行者中心の水とみどりのネットワークの形成を目指すため、中央区は令和3年7月に「銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想」を策定した。この構想の中では、築地川は水辺のプロムナードとして位置付けられている。



出典：「銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想」中央区

図1-14 中央区内で進められている都市基盤の動向

## (その他)

### (1) 浜離宮恩賜庭園

築地川及び汐留川は、昭和27年に文化財保護法に基づき国の特別名勝及び特別史跡に重複指定された浜離宮恩賜庭園を取り囲むように位置している。全国に重複指定されている庭園（6か所<sup>1)</sup>）のうちのひとつであり、海水を引き入れた潮入の池と、ふたつの鴨場をもつ、江戸時代を代表する大名庭園である。

浜離宮恩賜庭園は、4代将軍家綱の弟の松平綱重が海を埋め立てて(1654～1704年頃)、別邸を建てた後、11代将軍家斉の時代(1787～1837年)にほぼ現在の姿の庭園が完成した。なお、別邸は綱重の子、家宣が6代将軍になったのを契機に、将軍家のものになっている。

明治に入ると皇室の離宮となり、外国貴賓の接待や皇室行事の場となる等重要な役割を担った。その後、関東大震災や戦災によって損傷したが、昭和20年に東京都に下賜され、応急的な整備を行い、昭和21年から都立の庭園として一般公開されるようになった。

現在は主に、庭園鑑賞や散策、ウメやサクラといった季節の草花、自然とのふれあいのほか、集会施設の利用、放鷹術の実演等時節の催事の鑑賞等として利用されている。

また、浜離宮恩賜庭園の外周植栽は、周辺の高層ビルの圧迫感、高速道路や幹線道路の騒音を緩和し、庭園内に静寂をもたらす緩衝帯としての機能を果たすほか、築地川及び汐留川沿いの良好な景観を形成しており、河川と合わせて都市における貴重な空間となっている。また、庭園の内堀は築地川と繋がっており、園内で最も大きな潮の干満差を見ることができる。

浜離宮恩賜庭園はこうした長い歴史、季節や時間による景観の変化、日本の伝統文化を体感できる行事等も実施されており、利用者数は年々増加傾向にある。

なお、浜離宮恩賜庭園の文化財指定範囲は、庭園部分に加え、護岸から海面50間、河川10間(約18m)の水面に及んでおり、約32万㎡が指定されている。



浜離宮恩賜庭園の植栽



内堀(築地川の水位と連動する堀)

出典：「東京都における文化財庭園の活用保存計画(旧浜離宮庭園)」東京都建設局公園緑地部(写真左)

### 写真1-2 浜離宮恩賜庭園

1)残りの5か所は、小石川後楽園、平城京左京三条二坊宮跡庭園、慈照寺(銀閣寺)庭園、醍醐寺三宝院庭園、鹿苑寺(金閣寺)庭園である(文化庁、国指定文化財等データベースによる)。

## (2) 築地市場

築地川を挟んで浜離宮恩賜庭園の対岸には、東京都民の食を支える築地市場があった。築地市場は、関東大震災によって焼失した日本橋魚市場及び京橋青物市場が昭和 10 年に移転・開場し、東京都中央卸売市場の中で、最も古い歴史を持つ市場で、古くから魚河岸の名で親しまれていた。

築地市場は、水産物・青果物等を取り扱う総合市場であり、特に水産物については、世界最大級を誇る取扱量となった。また、観光地としての側面も有しており、長い歴史の中で育まれ、構築されてきた築地ブランドが国内のみならず海外からも人気の高い市場である。

築地市場は老朽化等により平成 30 年 10 月に営業終了、豊洲市場が開場したが、現在も築地場外市場は、食料品のみならず包丁や食器等、食に関するあらゆる品が取り扱われており、世界にも類のない総合市場として人気が高く、重要な役割を担っている。



写真 1-3 移転前の築地市場

## (3) 築地川・汐留川周辺の文化財

築地川及び汐留川の沿川には、文化財が多く分布している。国指定の文化財には、浜離宮恩賜庭園、勝鬨橋、旧新橋停車場、旧芝離宮庭園があり、都指定の文化財には、築地市場跡地に浴恩園跡がある。また、築地本願寺にある間新六の供養塔や酒井抱一と土生玄碩の墓地が指定されている。

表 1-2 築地川・汐留川周辺の文化財

種別	名称	種類
国指定	浜離宮恩賜庭園	特別名勝、特別史跡
	勝鬨橋	重要文化財（建造物）
	旧新橋停車場跡	史跡
	旧芝離宮庭園	名勝
都指定	浴恩園跡	旧跡
	間新六 供養塔	旧跡
	酒井抱一 墓地	旧跡
	土生玄碩 墓地	旧跡

## 第2章 河川整備の現状と課題

### 第1節 高潮、地震等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

#### (水害)

築地川及び汐留川の周辺は、地盤が低く、高潮に被災しやすい地形となっている。このため、既往最大の高潮（A.P.+4.21m）を記録した大正6年の台風をはじめとして、多くの水害に見舞われてきた。

しかし、近年においては、防潮堤や水門の整備によって、高潮に対する治水安全度が大きく向上し、平成13年の台風15号では、昭和24年のキティ台風に匹敵する高潮を記録したが、高潮による水害は発生していない。

表2-1 近年の高潮

高潮の要因	最高潮位	測定地点
昭和54年台風20号	A.P.+3.55m	亀島川水門
平成13年台風15号	A.P.+3.15m	亀島川水門
〔参考〕昭和24年キティ台風	A.P.+3.15m	中央区明石町

出典：「水害記録」東京都建設局河川部

また、1時間あたり50mm規模を超える集中豪雨が増加傾向にあり、築地川及び汐留川では、内水等による浸水被害に見舞われてきた。中でも、平成12年7月の集中豪雨では、浸水面積0.95haの被害を受けている。しかし、現在は下水道の切り替えが行われ、築地川及び汐留川への流出はなくなっている。

表2-2 築地川及び汐留川の主要浸水実績（参考）

災害種類	年月日	浸水面積 (ha)	浸水家屋数 (棟)	時間最大雨量 (mm/hr)	日雨量 (mm/day)	原因
台風11号	平成5年8月27日	0.36	2	57	207	—
集中豪雨	平成12年7月4日	0.95	8	84	88	内水

出典：「水害記録」東京都建設局河川部

#### (治水事業)

築地川及び汐留川では、高潮事業として昭和44年度に築地川水門及び汐留川水門、昭和45年度に浜離宮排水機場の整備を完了させたことで、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が、東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P.+5.1m）に対して安全なものとなっている。

また、東京都では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に耐震対策を実施してきた。平成23年3月の東日本大震災を受け、平成24年12月に東部低地帯の河川施設整備計画を策定し、令和3年12月に第二期計画を策定した。築地川では、第二期計画に基づき、護岸の耐震対策を実施していく必要がある。

## (下水道整備状況)

築地川及び汐留川は、平成の時代まで四ツ谷や溜池、丸の内、銀座等の流域を持っており、自然流下や汐留ポンプ所を通して、下水道から築地川及び汐留川へ放流されていた。

しかし、環状2号線の整備に伴い、汐留ポンプ所等が支障になることから、下水道の切り替えを行うとともに、隅田川の対岸に新たに勝どきポンプ所を建設することで、汐留ポンプ所に流入していた雨水を暫定的に汐留第二ポンプ所や桜橋第二ポンプ所で排水するよう機能分散し、勝どきポンプ所完成後に勝どきポンプ所で排水することとした。この結果、雨水の放流先は築地川及び汐留川から隅田川に変更になり、平成28年に汐留ポンプ所を撤去するとともに、平成29年に吐口を閉塞し、下水道から築地川及び汐留川への雨水流出はなくなった。

## 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

### (水利権・漁業権)

現在、築地川及び汐留川では、水利権・漁業権は設定されていない。

### (水面等の利用)

水面利用としては、築地川河口部に船の発着所がある。また、汐留川下流にも船の発着所があり、浅草や両国、豊洲等を結ぶ定期航路船が就航している。

また、かつて築地川ではマリナー営業を行っていた事業者団体により船舶が常時70隻以上係留されている等、不法係留船が課題となっていた。この対策の一環として、平成20年12月に「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」による重点化適正化区域に指定し、指導・警告を強化した。これに加え、平成25年6月に行政代執行等の強制措置による適正化を実施し、現在、不法係留船は解消されている。



写真2-1 船着場（左：汐留川、右：築地川）

### 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

#### (水量)

築地川及び汐留川は全川が感潮域であり、平常時の水位は潮の干満によって左右されている。また、流域・水源からの水の流入はない。

#### (水質)

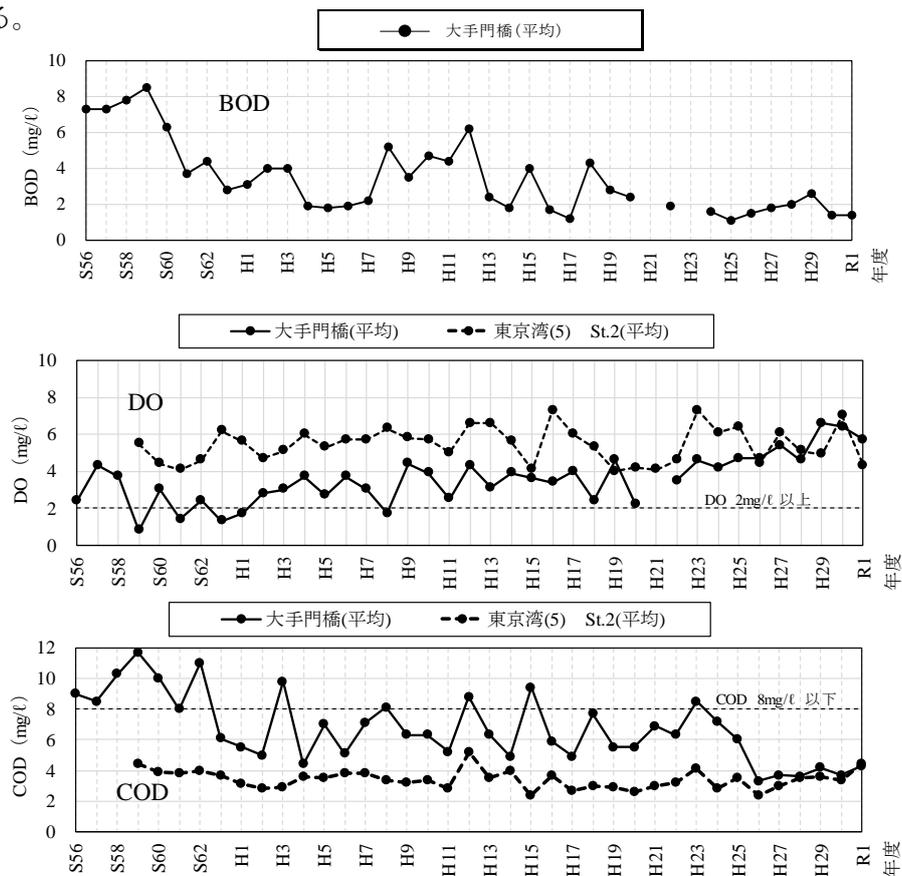
築地川は大手門橋において定期的に水質測定がなされているが、水質については環境基準による類型指定が行われていない。そこで、東京湾の環境基準であるC類型と見なし、海域の水質汚濁状況と比較して整理する。

BODは昭和59年をピークとして、下水道整備とともに低下傾向にあり、平成19年頃から概ね2mg/lとなっている。

DOについては、観測開始から現在まで上昇傾向にあり、近年は海域と同程度となっている。

CODについては、昭和59年をピークに低下傾向にあるが、平成26年頃から海域の値と同程度になっている。環状2号線の整備に伴う下水道の切り替えにより、築地川及び汐留川へ下水道からの流出がなくなったことから、海域と同程度の水質まで改善したと考えられる。

なお、築地川及び汐留川は水の流入がないため、河川水面にごみが浮遊し、集まりやすい状況となっている。



出典：大手門橋「環境測定データ集」中央区

東京湾「水環境総合情報サイト」環境省

図2-1 水質の経年変化

## （生物）

築地川及び汐留川の河道は、潮汐による水の移動があるのみで、閉鎖的な水域となっている。周辺は浜離宮恩賜庭園にまとまった植林があり、多種の鳥類や魚類を観察できる。今後、築地川及び汐留川は、現在の生態系を維持していくことが求められる。

### 〔植物〕

築地川・汐留川周辺では、浜離宮恩賜庭園のほかは、まとまった植生は見られない。

浜離宮恩賜庭園の外周植栽は、江戸期には、汐留川と築地川に面した護岸沿いにクロマツが植栽されていた。時代とともにマツが減少し、自然遷移によりスダジイやタブノキ等の常緑樹で形成された重厚な樹林となっている。

平成6年度の生態調査では、88種約6,200本の高木があり、そのうち約2割がタブノキ、次いで約1割がクロマツであった。幹回り150cm以上の大径木は全体の約1割で、そのうち4割がタブノキである。タブノキを中心とする樹林は、江戸期の地盤に成立したものであり、都内における数少ない海岸の潜在自然植生の一つである。このほか、マツやウメ、サトザクラ、ハゼノキ等様々な植生を見ることができる。また、低木は約28,500m<sup>2</sup>、芝生は約38,900m<sup>2</sup>が植栽されている。



写真2-2 浜離宮恩賜庭園の植生

### 〔魚類等〕

中央区による平成25年7月22日から24日及び平成30年6月28日から30日の水生生物調査では、魚類については、汽水域を好むボラ、アベハゼ、スズキ、マハゼ、チチブが確認されている。エビ、カニ類では、ユビナガスジエビ、チチュウカイミドリガニ、タカノケフサイソガニが確認されている。このうち、チチュウカイミドリガニは外来種である。底生生物では、コウロエンカワヒバリガイやハナオカカギゴカイ等が確認されている。

なお、アベハゼとチチブは、東京都版レッドデータブックに登録されている種で準絶滅危惧種（NT）、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するものである。



写真2-3 アベハゼ

〔鳥類等〕

中央区環境協会による平成26年12月13日に浜離宮恩賜庭園で実施された野鳥観察会では、トビ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、メジロ、オオバン、コサギ、カワウ、ホシハジロ、キンクロハジロ、ハシビロガモ、マガモ、オナガガモ、コガモ等が確認されている。

(河川の親水性)

浜離宮恩賜庭園が位置する築地川右岸及び汐留川左岸は植生が連続しているほか、石積みによる護岸が整備されており、落ち着きのある良好な景観となっている。

しかし、現在、築地川には栈橋が設置されているほか、汐留川下流部は汐留第二ポンプ所が位置しており、水面に近づける場所がないため、親水性の低い空間となっている。また、海岸通りに挟まれた区間は、高架橋の高速道路があり、圧迫感のある空間となっている。橋梁では、築地川にめがね橋の形状をした大手門橋が架かっており、歴史的な雰囲気を残している。



築地川 (大手門橋付近)



築地川 (大手門橋下流)



汐留川 (海岸通り沿い)



汐留川 (汐留第二ポンプ所付近)

写真2-4 築地川・汐留川の河川空間

## 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

### (将来像)

東京の河川整備は、様々な都市機能が集中する首都“東京”を支える基盤として、高潮等の災害から都民の生命や財産等を守る大きな役割を担っている。築地川及び汐留川は、流量配分をもたないため、治水対策としては、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮に対して安全であることとする。

また、築地川及び汐留川がそれぞれの地域に活着していることを踏まえ、その地域の個性を活かしたものとする必要がある。このため、地域の人々との協力を通して、「地域に活きた親しめる川の復活」を進め、望ましい川の姿を実現していく。

### (計画の基本理念)

築地川及び汐留川は、壮大な景観を持つ浜離宮恩賜庭園と隅田川の雄大な流れに接しており、地域の魅力を高める貴重な自然空間となっている。また、今後、築地市場跡地の開発等周辺のまちづくりが進み、人々が集う交流拠点となっていくこと等を踏まえ、水辺に親しめる空間の創出が重要である。

そこで、築地川及び汐留川の河川整備については、「まちとともに生きる水辺をめざして」を河川整備計画の基本理念として定め、地域づくりと密接に関わり合った河川整備を、地元自治体や地域住民、NPO等との連携・協働をもとに推進する。

## 第1節 計画対象区間及び計画対象期間

### (計画対象区間)

本河川整備計画の対象とする区間は、法定河川全川とする。

表3-1 計画対象一覧

河川名	全延長	対象区間	上流端	下流端
築地川	0.75km	0.75km	左岸：中央区銀座八丁目地先	左岸：東京湾
汐留川	0.90km	0.90km	右岸：港区汐留無地番地	右岸：東京湾

### (計画対象期間)

本計画の対象とする期間は、概ね30年間とする。

なお、本整備計画については、沿川の社会的状況や水質等の自然状況等の変化、新たな知見、技術革新等により、計画期間内であっても必要に応じて改定していくものとする。

## 第2節 高潮、地震等による災害発生の防止又は軽減に関する事項

### （高潮対策）

高潮による災害の発生の防止及び軽減に関しては、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P. +5.1m）を目標にしている。現状で、高潮対策施設は完成しており、現状の施設の機能を維持する。

### （地震対策）

将来にわたって考えられる最大級の強さをもつ地震に対して、護岸の機能を保持し、水害による安全性を確保するため、耐震対策事業により、護岸の耐震性を確保していく。

## 第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

不法係留船が解消された築地川では、今後も巡視等を行うことで、不法係留の再発防止を図り、河川の適正な利用に努める。

## 第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

人々の憩いの空間として河川に親しむことができる水辺づくりを行うために、人々が散策できる遊歩道等を整備し親水機能を高めていくとともに、浜離宮恩賜庭園の外周植栽や石垣等の持つ景観を生かしながら、河川の管理や遊歩道としても利用できる通路や護岸等を整備する。

また、引続き水質等のデータの蓄積に努め、水辺の生き物にとって貴重な生息・生育・繁殖環境の保全に努める。

河川環境の整備と保全のための施策の展開に当たっては、地域住民、NPO、エリアマネジメント団体、関係自治体、関係機関等と連携していく。

## 第4章 河川整備の実施に関する事項

### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(河川工事の目的、種類及び施行の場所)

#### (1) 地震等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

築地川の護岸については、将来にわたって考えられる最大級の強さをもつ地震に対して護岸の機能を保持し、水害に対する安全性を確保するために、耐震対策を実施する。汐留川の護岸については、比較的堤内地の地盤高が高いため、他事業若しくは東部低地帯の河川施設整備計画（第三期）以降の計画に基づき、耐震対策を実施する予定である。

整備済みの河川施設は、整備計画期間（概ね30年）において、老朽化等による機能低下が懸念されるため、施設の改良を行うとともに、護岸等の質的整備を実施する等、必要に応じて適切な措置を講じる。

表4-1 地震等による災害の防止に係る河川工事の施行場所、設置される河川施設等の機能等

工事の種類	設置される河川管理施設	河川名	施行場所
耐震対策	耐震護岸※	築地川	左岸（全川）

※既設護岸の耐震対策を実施予定

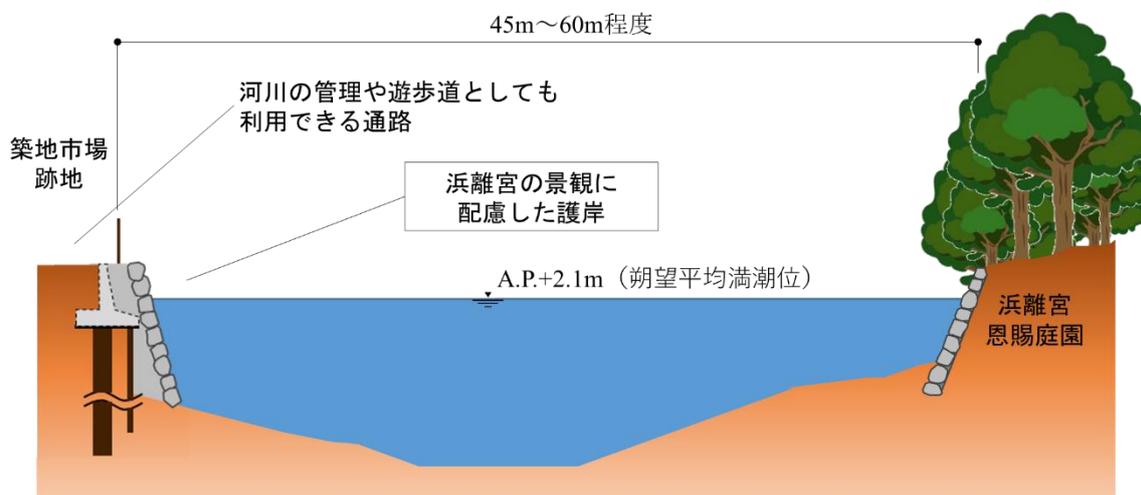


図4-1 築地川の標準断面図

## (2) 河川環境の整備と保全に関する事項

築地川については、築地市場跡地のまちづくりや背後地の利用状況等を踏まえて、河川の管理や遊歩道としても利用できる通路を確保するとともに、水辺へ近づけるようにする等、親水性かつ景観に配慮した整備内容を検討していく。

河川の管理や遊歩道としても利用できる通路の確保に当たっては、築地市場跡地のまちづくり等とも連携しながら、隅田川等への歩行者アクセスに配慮するとともに、浜離宮恩賜庭園の石垣等の良好な景観や周辺のまちづくり等との一体性・連続性を確保しつつ、河川の緑化整備に努める。

また、両河川で、河川管理上や治水安全性との整合を図りながら、関係機関等と連携して、可能な範囲で生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。

表 4 - 2 環境整備に係る河川工事の種類及び施行の場所

工事の種類	河川名	施行場所	内容
親水空間の整備※	築地川	左岸（全川）	河川の管理や遊歩道としても利用できる通路の確保や水辺へ近づけるような整備
河川の緑化整備※	築地川	左岸（全川）	河川の管理や遊歩道としても利用できる通路への植栽
動植物に配慮した環境の保全	築地川	全川	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全
	汐留川	全川	

※具体的な整備内容については、まちづくりや背後地の利用状況等を踏まえて検討



築地川



汐留川

図 4 - 2 整備後イメージ

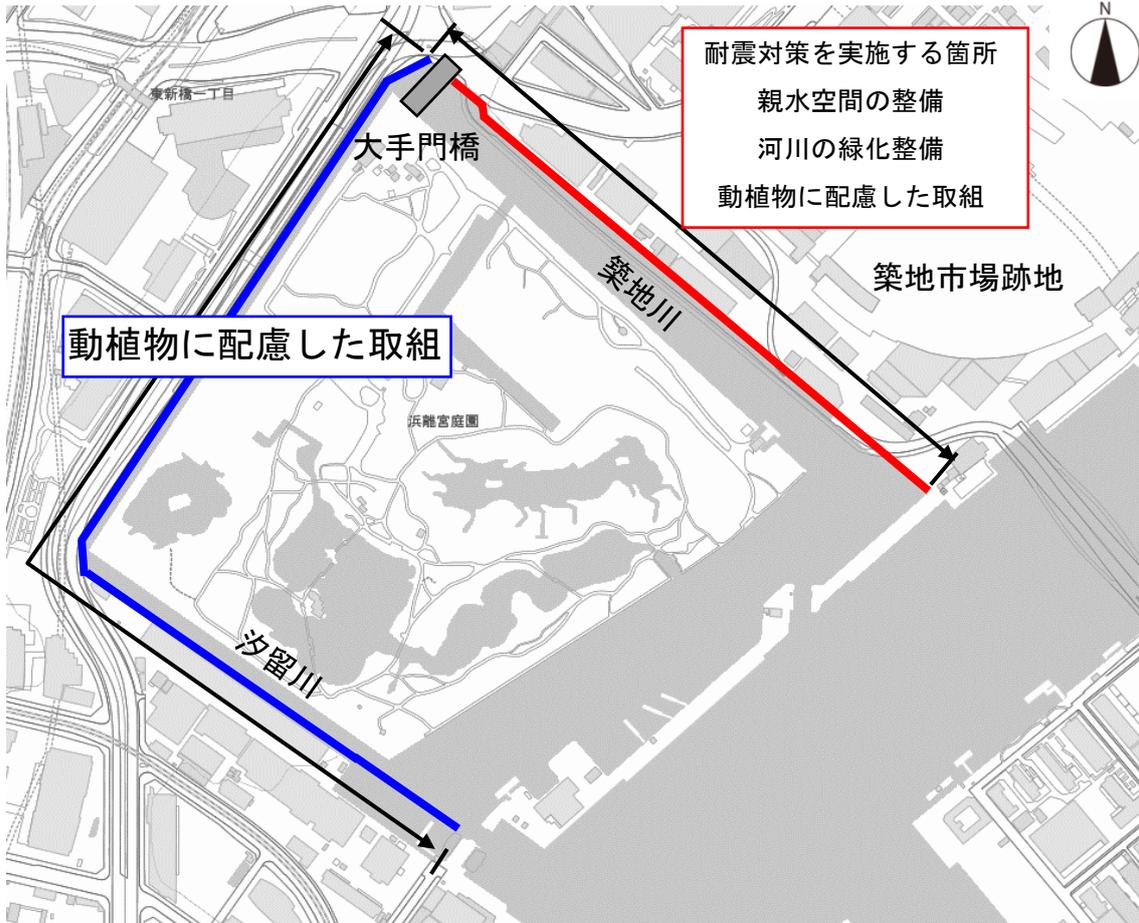


図4-3 整備箇所図

## 第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持のうち、高潮、地震等による災害の防止又は軽減に当たっては、関連する情報を的確に収集するほか、河道、護岸及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行う。また、災害に対して迅速かつ的確に対処する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の保全に当たっては、現況の流水機能、河川の秩序ある利用形態を維持するとともに、地域特性に応じて親水機能や生態系保持機能の維持、保全に努める。

築地川及び汐留川は、全川にわたり河川区域と港湾区域が重複する共管区域になっており、港湾管理者である東京都港湾局との事務分担により、浚渫は港湾局が実施することとなっている。

なお、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、地元区と役割分担をし、河川の維持修繕及び維持管理等を行っていく。

### (高潮、地震等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項)

- (1) 護岸等の河川管理施設について、高潮・地震等に対する所要の機能が発揮されるよう、巡視、点検等により状況を把握するとともに、補修・更新等、必要な対策を行う。

表4-3 主な河川管理施設

主な河川管理施設等	施行の場所
護岸等※	全川（築地川：延長 0.75km、汐留川：延長 0.90 km）

※但し、浜離宮恩賜庭園側については公園管理者、汐留第二ポンプ所部分については東京都下水道局が実施

- (2) 高潮時の的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため、水防災総合情報システムや各観測施設により、気象情報や雨量、水位、潮位等のリアルタイム情報を収集する。
- (3) 水防訓練の実施等、水防管理者との連携による高潮対策を行う。
- (4) 地震等の発生により護岸等の河川管理施設が被災した場合には、迅速かつ的確に復旧対策を行う。

## (河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項)

- (1) 関係機関と連携して水質や底質調査を定期的実施し、水質の現状を把握するとともに、環境基準を超える有害物質等が検出された場合には、対策を検討の上、早期に適切な処理を実施する。
- (2) 動植物等に配慮した良好な河川環境の維持管理を図るために、地元区や地域住民、NPO等と連携し、河川清掃や景観等を踏まえた適切な植栽管理等を実施するほか、動植物等のモニタリング調査を実施し、その結果を施策に反映させる。
- (3) 河川管理施設について、その機能が確保されるよう、関係機関、市民団体と連携し、適正に維持管理を行う。
- (4) 秩序ある水面利用に支障となる放置船舶等について、関係機関と連携して適正化を図る。
- (5) 河道内に堆積した土砂については、港湾局が適正に浚渫を行う。
- (6) 河川敷内の草木については、河道を保全し、適正に管理する。除草の時期や方法については、生態系にも配慮して決定する。

## 第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携に関する事項

### 第1節 河川情報の提供に関する事項

高潮等による被害を最小限にとどめるため、「高潮浸水想定区域図」による情報提供や区によるハザードマップ等の作成支援を行うとともに、インターネットや携帯電話による雨量・水位情報の提供・充実、区による警戒避難体制の充実、防災教育等、関係機関と連携してソフト対策を推進する。

また、多様化する流域住民の高いニーズに応えるため、治水のみならず河川に関する様々な情報について、インターネットや各種印刷物で提供するほか、河川愛護月間の取組等の広報活動を推進することで、河川の整備及び河川愛護に広く理解が得られるよう努める。

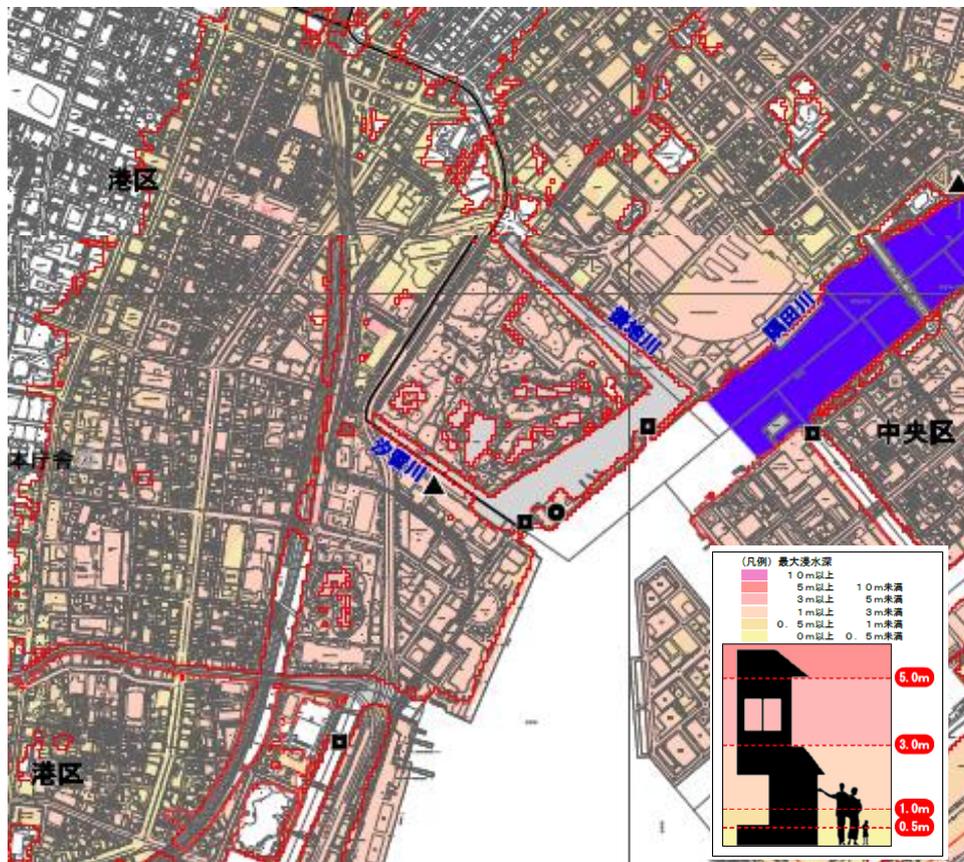


図5-1 築地川・汐留川周辺の高潮浸水想定区域図※(平成30年3月)

※ この図は、水防法の規定に基づき、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を示したものです。

## 第2節 地域や関係機関との連携に関する事項

### (情報、意見の交換)

河川の整備・維持管理について、地元自治体や地域住民等との情報や意見の交換を行い、河川管理上支障のない範囲で地域の意向反映に努めるとともに、河川に対する住民と行政との共通認識を醸成し、良好なパートナーシップの形成に努める。

### (河川愛護活動)

河川清掃等、日常的な管理については、関係機関と連携して意欲的に活動する市民団体等の支援等、住民参加を推進していく。

### (総合的な学習)

身近な自然体験の場である河川を環境学習に活用するため、地域や関係機関による活動を支援する。

### (広域防災機能)

地震発生後の防災用水として、関係機関と連携し、河川水の有効利用に努め、地域の防災機能の強化を支援する。

### (水質事故への対応)

水質事故について、地元自治体や関係機関と連携して、事故状況の把握や被害の拡大防止、円滑な原状回復のために必要な措置を講じる。